

[平成 1 1 年第 5 回 9 月定例会—09 月 27 日-03 号]

◆ 1 番（松坂知恒議員） 皆さん、お疲れさまでございます。

連合同志会の松坂知恒でございます。会派を代表して質問いたします。どうぞよろしく
お願いいたします。

質問に先立ちまして、今回の台風で亡くなられた方々、被害に遭われた方々に心からお
悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、先日の本会議で金子議員、今田議員から、段原再開発の問題について御質問があ
りました。安芸区や安佐北区の先生方からお尋ねがあったということは、私の住んでおり
ます段原の問題が全市的な関心を呼び、全広島市民が注目している問題であると、改めて
認識いたしました。それゆえ、まず段原土地区画整理事業について質問いたします。

この事業をめぐる混乱について、その経緯をまずわかりやすく述べたいと思います。

密集地である段原の都市環境を整備する目的で、土地区画整理事業が適用されることと
なり、昭和 48 年に事業計画が決定されました。地区内には、100 平米未満の小宅地が 3 割
以上もあり、これらに 15%の減歩を掛けることは住環境の悪化が懸念されました。そのた
め、小宅地には無減歩または減歩緩和の対策を実施し、小宅地の地権者に了解を得るため
市の職員が説明に訪問しましたが、この際、減歩にかわる清算金については、市の買い上
げ価格、すなわち坪約 50 万円程度で清算すると説明し、誓約書に住民の署名をさせました。
これが、その誓約書でございます。

ところが昨年 10 月、換地計画案の縦覧の際、この清算金が平均で坪 100 万円と発表され
ました。住民は、約束が違ふと市に迫りましたが、市は坪単価、市は 55 万円と言っており
ますけれども、55 万円という額は、小宅地対策の用地取得費の坪当たりの単価と説明した
ものであり、清算金の額として説明したものではないと突っぱねました。

市が調査したところ、坪 50 万円程度で清算すると説明していたことが、市の内部文書で
判明しました。その例として、55 年 8 月 16 日の当時の市長、助役以下が出席した企画関
係者会議に提出された資料、この資料では、清算金は坪 49 万 5,000 円で計算されておしま
す。さらに、56 年 4 月、市民団体主催の集会での市の説明や、57 年 11 月と 60 年から 62
年にかけての仮換地発表説明会で、市は買い上げ価格坪 50 万円程度で清算すると、市民に
示しております。これは、当時既に広島市の政策として決定していたものであると思いま
す。これが、昨年 10 月、突如として坪 100 万円に政策変更されたというのが真相でござい
ます。

そこで、お尋ねいたします。

これは、明らかに市の失策であります。市が住民に対し、詐欺的行為を働いたわけであ
ります。先日、北谷都市整備局長が段原に来られ、住民に陳謝されました。私もその場に
出席しておりましたが、この陳謝によって問題が解決に向けて前進したと認識しておりま

す。広島市として住民に陳謝される気持ちは、現在も変わっていないと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

ただし、現在の問題は、陳謝で済む話ではありません。市の不手際が招いた混乱であります。当然、市の責任で解決すべきです。その際、住民を十分に納得させてから解決してください。市が住民との信頼関係を回復させることができなければ、市が施行しようとする他の地区でのさまざまな事業も円滑に進まないと思いますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

また、小宅地の清算金の問題だけがこの事業の問題ではありません。100 平米以上の一般宅地の中には、市から強制的に増し換地をされ、清算金は坪 50 万円として説明された一般宅地の地権者がおります。現在、清算金は坪 100 万円の徴収が来ています。これも詐欺的行為ではないでしょうか。

また、清算金を交付される地権者で、15%を大幅に上回る減歩を受けた上、とても家が建てられない斜めになった土地を強制的に換地された方もおります。このように、でたらめだらけの換地計画案は、白紙撤回するしか解決の道はありません。ただし、現在の段原の町並みを壊して白紙に戻すというわけにはまいりませんので、評価方法の変更を求めます。段原土地区画整理事業等施行条例第 20 条の 3 に、「評価額は評価員の意見を聞いて市長が決定する」とあります。新しい評価額を決定することは、法律的には合法と思いますが、どうでしょうか。市長のお考えをお聞きします。

小宅地の清算金は買い上げ価格で清算すると、市が地権者に説明していたこと、またそのままでは清算金の二重単価の問題が生ずることを部長決裁文書で指摘されていたことについて、歴代の都市整備局長や段原再開発部長、課長は知っていたのでしょうか、お聞きします。

次に、事業計画についてお聞きします。

ここにありますが事業計画書でございますが、小宅地対策の内容は、この事業書の中に盛り込まれているのでしょうか、これについてもお聞きします。

事業計画書は、この表紙にありますけれども、昭和 48 年の当初決定から現在まで 11 回の変更がなされています。特に、平成 10 年 3 月に変更された後、1 年間にさらに 2 回の変更がされております。事業は終了しているのに、なぜ頻繁な変更決定が必要なのか。また、平成 10 年 3 月変更の事業計画書では、この再開発事業を始める前の市の所有する宅地はゼロだった、なかった。にもかかわらず、同年 8 月の変更の際には、これが 2 万 8,000 平米も存在していることになっています。どうして事業施行前の市の所有地の面積が、事業がほとんど終了した後になってころころと変わるのか、その理由をお聞きいたします。

次に、介護保険についてお聞きします。

介護保険の趣旨は、今まで家族に過重な負担を強いていた在宅介護を社会全体で負担しようということであり、基本的には賛成です。ただし、幾つか疑問点があります。

8 月 26 日の厚生委員会での説明では、平成 12 年度から 3 年間に広島市の介護保険の総

事業費は約 1,209 億円で、そのうち 1 年間の市の負担金、これは 44 億円になるという計算です。一方、平成 11 年度予算において、市の在宅福祉予算の総額は幾らでしょうか。正確な数字を聞きたいと思います。この厚生委員会では 58 億円との答弁で、44 億円を差し引きますと 14 億円ほど市の財政支出は減るとの回答でした。さらに、国の負担金も同様に減ると聞いております。この数字についてもお聞かせください。

市民から保険料や負担金を徴収しておいて、一部の在宅介護サービスが今まで無料であったのに有料になる。市も国も財政負担は減額になる。これでは、市民は納得いたしません。市の負担金の減額は、先ほどの数字では 14 億円ですけれども、この額について広島市は、12 年度以降の予算にどのように盛り込むのか、また国に対しては、どのように働きかけを行うのか、お聞かせください。

次に、介護保険の周知方法についてお聞きします。

広報紙や公民館での説明会など、担当者の懸命の努力は評価したいと思います。施設入所者や在宅介護制度を受けている人は、漏れなく介護保険への申請がなされると思われまゝ。けれども、ひとり暮らしで要介護の人でありますとか、あるいは家族だけで介護されている人について、申請がされないという可能性があるわけがございます。現在の周知方法に加えまして、各医療機関に申請書を置き、場合によっては医師から対象者に申請方法を説明してもらい、漏れなく申請を出すよう図ってはいかがでしょうか。在宅で介護を受けている人は、いずれかの医療機関を受診したり、往診を受けていると思われまゝ。医師会などと検討してはどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、利用者からの苦情処理についてお聞きします。

在宅サービスが開始された後、その内容について不満や苦情が出ると考えられます。この苦情処理のシステムについて聞きますが、契約事項を履行しない業者に対しては、どのような罰則などの処置がなされるのか、お聞きいたします。

次に、実際の介護サービスの内容が適正かどうか、そのチェックはどのように行うのか、オンブズパーソンを設置した自治体もありますけれども、広島市の調査方法についてお聞きします。

次に、広島市民病院事業についてお尋ねします。

今回の贈収賄事件で、病院に対する市民の信頼は大きく損なわれました。ペースメーカーなどの診療材料器具の調達システムは、一体どのようになっているのでしょうか。なぜ選定委員会の委員でない立石医師の意見がノーチェックで通るのか。なぜ、入札参加資格のないシーエーシステムなる業者が納入に関与できるのか。選定委員会は、機能を持たない形骸化した委員会であると考えますが、どう改善を図るお考えでしょうか。材料入札の際、広島市民病院では 1 社のみの場合が多いと聞きます。複数の業者が入札しない場合は、この診療材料は購入しないなどの具体的な策をお聞かせいただきたいと思います。

次に、毎年膨大な赤字を出す広島市民病院は、構造的な赤字体質を抱えているが、汚職事件が生じる体質や汚職の発生をチェックできない機構が、この病院の赤字体質の原因の

一つではないでしょうか。いかがでしょうか、お答えください。

次に、広島市民病院の特徴として、人事の停滞が挙げられます。今回逮捕された医師は、勤続 23 年のベテランです。業者との関係も親密になるのは当然でしょう。広島市民病院の院長、副院長は、勤続 23 年から 30 年勤務しておられ、平均 27 年の勤務でございます。29 名の主任部長は、平均在籍年数もこれまた 18 年と長い。こういった人事の停滞が、汚職の温床となり得ると思われまます。また、病院の赤字体質に長年どっぷりつかった医師が、主任部長以上の要職についていて、どうして赤字体質の改善に努めることができるのでしょうか。この際、広島市民病院、安佐市民病院、そして舟入病院の 3 病院間で活発に人事交流を図り、汚職の再発防止と赤字体質の改善に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

診療科別や診療行為別の診療報酬額を明らかにするなど、積極的に情報の公開を行い、巨額の赤字に対して細かい分析をする必要があると思われまます。市民病院にはぜひ実現をお願いします。お考えをお聞きいたします。

次に、医療行政についてお尋ねいたします。

私も医師として、広島市及び近郊の救急病院で長年勤務してまいりました。この間、救急隊員の皆様には大変お世話になりました。なかなか厳しい勤務でございますけれど、市民の命を守るため、よろしく御奮闘いただきたいと思ひます。

しかしながら、広島市の救急医療システムは万全とは言えません。1 次救急、2 次救急、そして 3 次救急病院間のネットワークが十分に機能しておりません。広島市民病院や安佐市民病院から私が勤務していた小さい病院に、夜間、救急患者が次々と搬送されまして、一体広島市の救急医療体制はどうなっているのかと、大いに疑問を感じておりまました。

近年になりまして、内科や外科、整形外科、そして脳神経外科の医療機関において、病院群輪番制は、日がわりで救急当番を持ち回るといふ制度でございますけれども、これが実施されまして、夜間救急医療のシステムの一翼を担っております。ところが問題は、小児の救急医療のシステムでございます。小児の夜間の 1 次救急は舟入病院に集中している現状で、場合によっては数時間も患者さんが待たされる。これでは、救急医療とは言えません。市民の忍耐も限界に来ております。小児医療にも病院群輪番制を導入すること、また地域に新たな拠点づくりを行うことなど、舟入病院への一極集中を改善してほしいと思ひます。小児科の先生 11 名を擁しております広島市民病院も、この際汚名挽回に小児の夜間救急に取り組んでいただきたい。また、4 名の小児科医で頑張っておられます安佐市民病院については、増員によって夜間救急に取り組む体制をぜひ整えてほしいと思ひます。広島市としての具体的な方策をお聞きいたします。

次に、国立療養所畑賀病院の存続についてお尋ねします。

国立病院等の資産の割引譲渡という制度によれば、国から市への移管、あるいは市が管理し、医師会などに運営を委託しても同様でございますけれども、この移管の際に、病院の職員の 2 分の 1 を引き継げば、病院の土地や建物など、24 億円もの資産は国から無料で

委譲され、さらに譲渡前整備として、2億円の施設改修費と1億円の医療機器購入費が補助されます。さらに譲渡後にも3億2,000万円もの施設整備にかかわる補助金が国から支給されます。しかも譲渡後5年間は、病院の赤字額の2分の1が国から補てんされるわけでございます。これだけで、30億円以上の市の財政負担が軽減されるわけで、したがって多くの職員に対し、国から市への移管後も引き続き病院に勤務しやすいような勤務条件の提示を市は行うべきと考えます。市長のお考えをお聞きします。

また、引き継ぎ後の効果的な運営を考えますと、一般診療部分については採算性の調査を十分に行い、適切なベッド数や医療事業の内容など、採算がとれる病院の姿を明らかにし、計画案を定めた上で新病院の事業を開始してほしいと思います。

病院は赤字だということを常々市は申しておりますが、これは当たり前ではなくて、市が努力すれば克服できることであると、私は固く信ずるものでございます。赤字額ゼロの病院を目指して実現することこそが、この畑賀病院存続の最大のテーマであり、畑賀地区の人たちだけではなく、広島市民全体の希望であると考えます。ひいては、畑賀病院の成功が、他の病院事業によい影響をもたらすものと信じます。市長のお考えをお聞かせください。

次に、広島大学病院の院内学級の教育の充実について述べます。

広島市内には、小学校の院内学級が5校、中学の院内学級が4校あります。そのうちでも、広島大学附属病院はその専門性を生かし、小児の悪性疾患、つまりがんや白血病などの患者を積極的に治療しております。以前は、有効な治療法がなく、死を待つのみであったさまざまな疾患が、医学の進歩によりまして克服できるようになりました。しかしながら、抗がん剤の投与により白血球がゼロに近いような状態になって、免疫能、すなわち抵抗力が低下し、クリーンルームに入って無菌状態に隔離されている子供たちも多い現状でございます。つまり、治療のスケジュールによって、あるときには病院の院内学級の教室に通うことができるけれども、治療が行われている時期には、ベッドサイドから離れられません。しかし、無菌室に隔離されているとはいえ、学習できないという状態ではなく、十分に学習する体力も気力もあるわけです。しかしながら、教員の配置が、クラスの人員9名までは1人だけの配置であり、教室での授業が手いっぱい、とてもベッドサイドの生徒にまで授業する余裕がありません。ベッドサイドから離れられない生徒は、小学校や中学校にそれぞれ4名から7名程度おります。ベッドサイドでの授業は、院内学級に通級する生徒が受ける授業時間を大きく下回っているのが現状でございます。教育基本法にうたわれている教育の機会均等が損なわれているわけです。学習の意欲に対し、教育の場が与えられていないのが現状です。しかしながら、子供たちが行きたい、早く治って、友達と同じ地域の学校へ通いたいという意欲を持つことが、薬や注射以上に病気克服の最善の方法であります。つまり、死と向かい合わせになっている子供たちにとって、学習することが最大の生きがいなのです。教育基本法にうたわれている教育の機会均等を目指し、病気と闘っているこの子供たちにぜひとも学習の機会を与えてほしいと思います。

障害児教育が前進し、多くの障害を持った子供たちが学習に励んでおります。大変喜ばしいことです。しかしながら、病弱な子供たちに対しては、教育の光が当たっていないのではないのでしょうか。病気、そしてみずからの死と闘いながらも、学習意欲の旺盛な子供たちに十分な学習の機会をぜひとも与えてほしい。保護者の皆さんのお気持ちをぜひ酌んでいただきたい。子供の命を考えますと、もう時間がないと言っても過言ではありません。早急に、大学病院の院内学級の充実を秋葉市長に強く要望いたします。

次に、文化行政についてお尋ねいたします。

広島市は、先ほどからも答弁でありますけれども、みずからを国際平和文化都市と称しています。国際都市あるいは平和都市としては、一定の評価を受けていると認識しますが、文化都市という評価には多少の疑問もございます。そういった中で開催されましたオーガスト・イン・ヒロシマ'99ですが、音楽芸術の振興に加え、被爆地ヒロシマからの平和のメッセージの発信に格好の舞台でした。私も、幾つかのコンサートを聞きましたが、感動的なステージや演奏に聴衆も酔いしれていたと思います。また、音楽喫茶ムシカの復元も、市民の参加によって盛り上がりました。

そこで、この世界音楽祭の成果と今後の事業展開についてお聞きします。

4年に1回の予定と聞きますが、何らかの形で、毎年音楽祭としての行事を継続してください。毎年8月、広島では演奏会やライブが開催され、そのステージから平和のメッセージを発信してもらいたいと思います。市長のお考えをお聞きします。

また、オーガスト・イン・ヒロシマの中心選手として活躍したのは、プロのオーケストラ広島交響楽団です。新しい音楽監督に、世界的に評価の高い秋山和慶氏を迎え、意欲的な演奏活動に期待いたします。しかし残念なことに、その経営状況は厳しいものがあります。平成10年度の決算での当期損益は2,828万円であり、楽団員のベースアップも凍結、あるいは賞与のカットを強いられております。その結果、フルオーケストラとして最低限の編成である3管12型、総勢74人の編成が組めず、67人で編成しております。3管12型とは、フルートとかクラリネットといった管楽器、これが演奏者各3名ずつ、そして12型というのは、第一バイオリンを演奏する人が12名という編成でございます。74人の編成が望ましい状況で、実は67人しかおられないというこの状況をわかりやすく述べますと、財政困難のために広島カープが8人で試合に臨んだり、あるいはサンフレッチェ広島が10人でプレーするような状況なのでございます。

広島市も、毎年広島県と同額の資金援助を行っていますが、さらなる補助金の増額を行い、広響を大きく育ててほしい。切にお願いいたします。ベルリンフィルやウーンフィルに肩を並べるようなプロのオーケストラとなるよう、広島市が率先して支援すべきと思うが、いかがでしょうか。文化行政に対して造詣の深い秋葉市長のお考えをお聞かせください。

これで、私の質問を終わります。皆様どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○伊藤稲造 副議長

市長。

〔秋葉忠利市長登壇〕

◎秋葉忠利 市長 松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、広島市民病院に関してでございますが、不祥事を起こした広島市民病院が早急に取り組まなければならないのは、全組織、全職員を挙げて信頼の回復に努めることとあります。このため、広島市民病院においては現在、職員の教育、職場環境、事務手続等について再点検を行っており、今後その点検結果を踏まえて、改善すべきところは改善してまいります。

公正な人事管理システムや事務処理システムは、病院の経営改善を進める上で重要なものであると認識しており、議員御指摘の点も踏まえ、今回の事件を教訓として、これまで以上に病院事業の運営に意を用い、経営の健全化に努める必要があるとも考えております。

次に、オーガスト・イン・ヒロシマ'99 についてですが、この世界音楽祭オーガスト・イン・ヒロシマ'99 は、音楽芸術の振興と平和文化の普及に貢献することを目的に、人類共通の言葉である音楽を通じて、人々の交流を図るとともに、世界に向けて平和のメッセージを発信しようとするもので、国際平和文化都市の実現のための一翼を担うイベントとしてユネスコと共催で、本年8月の1カ月間実施いたしました。

この音楽祭では、実行委員会主催による6事業、他団体との共催の15事業を実施し、総勢3,500人のアーティストの出演と、約4万6,000人の観客動員を達成したほか、協賛事業として42の事業を実施いたしました。中でも、8月21日に開催したグランドコンサートでは、コンサート会場とパリのユネスコ本部を2元中継するとともに、コンサートの模様を衛星放送するなど、幅広い発信ができたと考えております。

いずれのコンサートにおきましても、聴衆からは、大変すばらしく心に響きわたった、あるいは一生の思い出になったといった声が数多く寄せられ、好意的に受け入れられました。また、国内外の著名アーティストの出演に加え、参加した地元のアーティストや児童合唱団、オーケストラ等が大いに活躍したこと、裏方として多くの市民ボランティアが意欲的に活動したことなどにより、地域の音楽活動の活性化と音楽芸術の底辺の拡大につながったと考えております。さらに、海外からの招聘アーティストや出演者は、一様にこの音楽祭に参加したことに感銘を受けて帰国しており、彼らを通じて、広島心が広く世界に伝わるものと確信しております。

こうしたことから、この音楽祭は所期の目的を達成できたものと考えておりますが、今後の事業展開につきましては、今回が初めての試みであることから、さまざまな反省点や課題を整理した上、市民の皆さんや実行委員会、ユネスコ等の関係者の意見を踏まえながら検討したいと考えております。

その他の御質問については、担当局長から答弁いたします。

◎伊藤稲造 副議長 市民局長。

◎三宅吉彦 市民局長 広島交響楽団への支援に関する御質問にお答えいたします。

社団法人広島交響楽協会が運営する広島交響楽団は、中四国唯一のプロオーケストラとして、定期演奏会を初め各種コンサートや海外公演活動のみならず、さきの世界音楽祭等本市が主催する事業にも積極的に参加するなど、地域の音楽文化の振興に大きく貢献しております。

また、同楽団は、広島市民交響楽団として昭和38年に結成され、本市では昭和39年度から、広島県では昭和46年度から補助を開始し、昭和58年には県、市で、同協会の再建計画を立て、同年度以降、県、市同額の補助を行ってまいりました。

議員御指摘のように、同協会の経営状況は、オーケストラ一般の例に漏れず慢性的な赤字状況にあり、昨年度末には過去最悪の累積赤字を抱えるに至っております。一方、オーケストラの健全な経営維持のためには、単に財政面の安定のみならず、音楽活動に専念できる良好な環境が大切であることから、アステールプラザにおけるオーケストラ等練習場の優先的利用や、楽器庫、楽譜庫の使用などの面で支援を行っております。

なお、3管12型の楽団編成につきましては、御指摘のとおり、74名の編成が理想的と言われておりますが、一方では楽団の経営を圧迫する懸念もあります。本市としては、当面同協会に対して依頼演奏会や法人会員の拡充による収益確保などの自助努力を求めるとともに、今後の支援策についてその必要性和可能性の両面から検討してまいりたいと思っております。

それとなお、御提案のありました、毎年8月に演奏会を開催してはという点でございますが、既に昭和61年から毎年8月6日の夕刻、広島交響楽団による平和コンサートの夕べを実施しております。今後とも多くの方に聞いていただけるよう、広報等に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤稲造 副議長 社会局長。

◎松浦洋二 社会局長 介護保険、それから畑賀病院等、数点にわたる御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、介護保険の財政負担についてでございます。

平成11年度の在宅福祉予算の総額は約57億3,700万円で、このうち介護保険に移行する在宅介護サービス関係の予算額は約43億2,400万円で、市が負担する額としては約22億円であります。介護保険制度への移行により、本市の負担額が実際にどのように変化するかについては、介護保険の総事業費が、平成12年1月に告示される介護報酬や、県において調整中の介護保険施設の整備目標数等を踏まえて確定するものであり、国保の老人保健医療費の拠出金、老人保健特別会計の広島市負担分の額とも関連する事項なので、現時点では確定しておりませんが、平成9年度に厚生省が示した負担変化を粗く推計するワークシートなどから、先ほどの在宅介護サービス、それから施設介護サービスを加えた一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計を含めた平成11年度予算ベースで推計いたしますと、国が約12億円の負担減、市が約19億円の負担減になるものと見込んでおり

ます。

次に、その浮いた財源の使い道はどう考えているかについてでございますが、介護保険制度の移行に伴い、財源に余裕が出た場合の活用方法については、介護保険制度移行に伴う基盤整備や少子・高齢化の進展に伴う新たな対応策等にと考えておりますが、活用に当たっては、財政当局と十分に協議検討してまいりたいと思っております。

また、国の財政負担減少分については、介護基盤の整備や高齢者の生活支援のための事業の充実に充てる方向で検討が進められているところでありまして、本市におきましても、こうした介護基盤の充実については、これまでも国に要望しているところでありまして、引き続き働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、介護サービスを利用していない人の申請漏れを防ぐ方法についてでございますが、申請方法の周知につきましては、広報紙による案内のほか、現サービス提供事業者を通じて、申請案内のリーフレットや申請書を配布するとともに、地域において支援が必要な状態の方がおられた場合には、介護保険制度やその申請方法等について紹介していただくよう、民生委員の方々にも協力を依頼しているところであります。

議員御指摘の医師会につきましても、医師会員を対象に申請受け付けの方法について説明会を開催し、申請代行など、申請手続への援助を依頼しておりますが、今後ともあらゆる機会を通じて申請に関する周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険の苦情処理システムについてでございますが、介護サービス事業者には、みずから提供するサービスの質の向上に努め、利用者からの苦情に適切に対応することが義務づけられており、さらに在宅サービスについては、ケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者にも適切なサービスの提供がなされているかどうかを管理し、利用者からの苦情に適切に対応することが義務づけられております。

また、本市は保険者として、利用者からの相談、苦情に適切に対応することとしており、必要に応じて、事業者の調査等を行い、事業者が提供するサービスに関し、指導、助言を行うこととしております。

調査の際、事業者の指定基準違反や不正請求の疑いがあると認められた場合には、事業者の指定取り消しの権限を持つ広島県にその旨を通知し、指定の取り消し等の処分を行うこととしております。

介護サービスの内容が適正かどうかの事前チェックについてでございますが、事業者のサービスの質については、先ほども申し上げましたように、事業者みずからの提供するサービスの質や評価や、評価に基づく改善等を通じて、適正に業務を遂行することが義務づけられているところでありますので、本市といたしましても、介護保険事業の適正な運営の確保のため、必要に応じて事業者に対する啓発等を考えております。

次に、救急医療についてでございます。

舟入病院内における救急医療体制については、平成6年10月から土曜、日曜の診察室数をふやし、平成8年度に内科、平成10年度に小児科でそれぞれ1名の医師を増員するなど

の充実を図っているところですが、患者数は年々増加しており、対応が求められているところでもあります。このため、今年度は市内の四つの医師会、広島市等で構成する広島市連合地域保健対策協議会の中で、救急医療体制検討委員会及び小児医療体制検討委員会を設置し、この委員会で小児の救急医療体制のあり方、充実の方法などを調査研究しているところでもあります。

今後は、この委員会の報告結果を踏まえて、医師会等と連携を取りながら、議員御指摘の救急医療体制の充実について検討していきたいと考えております。

次に、畑賀病院についてでございます。

畑賀病院の医療機能の存続については、現在公設民営化の方向で、医師会等と規模、医療機能などについて協議を行っている段階でございます。

議員御指摘の畑賀病院の職員の引き継ぎについては、この協議が整った後の問題であると考えており、このことにつきましても、鋭意協議検討してまいりたいと考えております。

最後に、畑賀病院の採算性についてでございますが、議員御指摘のとおり、病院経営に当たりましては、採算性を考慮する必要があると認識しており、現在病院経営の効果的な運営を行うための適切な病床数の設定などについて、医師会等と協議検討を行っているところでもありますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤稲造 副議長 都市整備局長。

◎北谷重幸 都市整備局長 段原区画整理事業についてお答えいたします。

まず、先日局長が住民に陳謝したが、広島市として住民に陳謝する気持ちは現在も変わっていないかということでございますが、段原の土地区画整理事業における小宅地対策の清算金について本市としましては、これまで関係権利者からの仮換地発表時に約束した清算金額、坪単価平均 55 万円を守ってほしいとの申し入れに対し、坪単価約 55 万円という額は、小宅地対策に要した用地取得費の坪当たり平均単価ということで説明したものであり、清算金の額として説明したのではない旨の説明を行ってきました。

しかしながら、このたび実施した調査により、本市の説明を関係権利者が聞かれれば、清算金が平均坪 55 万円程度であると考えられるような説明を行っていたことがわかりました。このため本年 8 月 19 日、地元の説明会において調査結果の概要を関係権利者の方へ説明し、これまでの対応等について陳謝したところであり、この気持ちは現在も変わっておりません。

次に、市の不手際によるもので、当然市の責任で解決すべきではないかと。その際、住民を十分納得させて解決すること、市が住民との信頼関係を回復させることができなければ、他の事業も円滑に進まないと思うがどうかということでございますが、本市の説明により、清算金は坪 55 万円程度と理解し、事業に協力していただいた関係権利者に対し、道義的な責任を痛感いたしており、議員御指摘のように、この問題は市の責任において解決すべきであると認識いたしてしております。このため、本市においては、過去に説明した内容

を何とか実行したいという考えのもとに、土地区画整理事業の仕組みの内外でさまざまな検討を行ってきたところですが、対策適用者だけを特別優遇することは、他の権利者との公正性を欠いた取り扱いになるといった問題があることから、小宅地対策適用者の清算金について緩和措置を講じるような対策をとることは困難であると考えております。こうしたことから、関係権利者の方々には深くおわびを申し上げるとともにこうした事情を十分説明させていただきたいと考えております。

また、本市の土地区画整理事業にかかる清算金を支払う際の権利者の方の負担軽減を図るため、分割徴収する場合の条件緩和や、清算金一括納付資金融資制度の見直しについて、早急に検討を進めていきたいと考えております。

本市が事業を実施する際、市民の皆様の御協力をいただくことは、不可欠であると考えております。本市のこれまでの対応は適正さを欠いたところがあり、このことにより関係権利者の方に多大な御迷惑をおかけしていることに対し深くおわびを申し上げるとともに、今後市の信頼回復に向けて、より適正に事務を遂行し、このようなことを再び起こすことのないように努力してまいりたいと考えております。

それから、換地計画案を白紙撤回すべきであると。評価額は、評価員の意見を聞いて市長が決定するとあると。法律的には合法と思うがどうかということですが、本市としましては、過去に説明した内容を何とか実行したいという、こういう考え方のもとにさまざまな検討を行ってきたところですが、小宅地対策適用者の清算金について緩和措置を講ずるような対策をすることは、先ほど申しましたように、困難であると考えております。また、現在の換地計画案は、所定の手続を踏んで土地評価基準等に基づき作成し、昨春秋縦覧を終え、それに対して意見書が提出されております。

今後は、関係権利者に十分事情を説明した上で、換地計画案の縦覧期間中に提出された意見書の採択の諾否について、土地区画整理審議会の意見を聞くなどの所定の手続を進めていきたいと考えております。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○伊藤稲造 副議長 傍聴人に申し上げます。

静粛にお願いいたします。

◎北谷重幸 都市整備局長 小宅地の清算金は、買い上げ価格で清算すると市が地権者に説明していたこと、また二重単価を部長決裁文書で指摘されていたことについて、歴代の都市整備局長や段原再開発部長、課長は知っていたかということですが、今回の調査は、仮換地発表時に、実際にどのような考え方で、どのような説明を行ったのかを把握するのが主な目的であったため、歴代の担当局長、部長、課長の全員に聞き取りを行ったものではありませんが、聞き取りをした職員のうち、対策を決定した当時の担当部課長を除き、清算金の二重単価問題等について認識しておりませんでした。このことは、職員の異動に伴う事務の引き継ぎが十分でなかったと認めざるを得ず、事務処理に適切さを欠いたことについて深く反省いたしております。

なお、未実施の職員に対しては、これから聞き取りを行います。

それから、事業計画の中に小宅地対策の内容は盛り込まれておるかということでございますが、土地区画整理事業における事業計画は、事業の基本事項についての方針を示すものであり、地方公共団体が施行する土地区画整理事業において定めなければならない内容は、土地区画整理法の規定により施行地区、設計の概要、事業施行機関及び資金計画となっており、したがって小宅地対策の内容につきましては、事業計画書の中には記述されておられません。小宅地対策の内容につきましては、小宅地、小借地等の取扱要領に定められておりますが、清算金の取り扱いまでは内容となっております。

それから、平成10年3月に変更された後、1年間さらに2回の変更をされていると、なぜ頻繁に変更があるのかということでございますが、土地区画整理事業は、一般的には換地処分公告をもって終了するとされております。したがって、段原土地区画整理事業は、公共工事及び宅地の使用収益の開始は完了しておりますが、換地処分公告等が終わっていないため、いまだ施行中の事業であり、施行期間の延長等所要の変更を行ったものであります。

なお、これまでの変更のうち、直近3回の主な変更内容は、平成10年3月及び平成11年3月は事業施行期間の延長によるもので、平成10年8月はすべての宅地の使用収益を開始した後に行う出来形確認測量に伴い、地積が確定したものであるものでございます。

なお、事業計画に記載されている市有地の面積の変更についての御質問でございますが、段原土地区画整理事業においては、地区内に居住する借家人等の受け皿としてコミュニティー住宅を建設しておりますが、これらの事業は、当初の事業計画を決定した昭和48年に以降に実施することが決まったもので、そのための事業用地や小宅地対策用地などを市が取得しており、これを出来形確認測量に伴い地積が確定したことに合わせまして、平成10年8月に事業計画書の所有区分に整備をしたものであります。

以上でございます。

○伊藤稲造 副議長 市民病院事務局長。

◎繁野勝元 広島市民病院事務局長 広島市民病院事業についての数点の質問にお答えします。

まず、診療材料器具の調達システムはどのようになっていったのか、なぜ選定委員会の委員以外の者の意見が通ったのか、これらをどう改善を図っていく考えか等についてでございます。

まず、診療材料器具の調達システムでございますが、先日の本会議においても申し述べたところでありますが、実際に使用する医師が請求理由等の必要事項を記載した請求表を所属長に提出し、所属長が承認したものを診療材料器具選定委員会で審議を行い、必要な診療材料と判断された後、幹部会へ報告した上で、所定の決裁手続を経て入札等により調達しているところでございます。

次に、委員以外の者の意見がなぜ通るのか等についてですが、選定委員会の審議の場に

において、実際の医療現場で使用する担当医の意見を尊重せざるを得ない面があることも事実であります。

このようなことから、適切な材料を適正に調達するという原点に立ち返り、選定委員会における審議方法などチェック機能を見直し、より公正で透明性の高い選定が行えるよう、必要な改善を検討してまいりたいと考えております。

次に、入札参加資格のない業者が納入になぜ関与できたかについてでございます。

今回のケースは、流通過程において、メーカーと納入業者の間に当該業者が中間業者として介在し、この中間業者を仲介しなければ材料が流通しない仕組みとなっていたと考えており、当該業者と事件の関連について現在調査中であります。

次に、病院は汚職事件が生じる体質や汚職の発生を撤去できない機構が、病院の赤字体質の原因の一つではないかという御指摘についてでございます。

今回の事件を契機として、現在職員の教育、職場環境、事務手続、処理方法やチェック体制などについて問題がないかどうか点検を行っているところであり、今後はこの点検結果を踏まえ、改善すべきものについては改善を行うこととしております。今後、議員御指摘の点も踏まえ、健全かつ公正な病院運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市立3病院間の活発な人事交流を図るべきではないかの点についてでございます。

医師の人事異動につきましては、一つには人材確保の面において出身大学の意向を尊重せざるを得ない現実があります。一方で、患者との関係において信頼に基づき一貫性のある綿密な診療を提供できる体制を維持しておく必要があります。また、知識、技術面において特に専門性が高く、余人をもってかえがたい場合が多いことなどの特殊事情があります。

しかしながら、人事異動は汚職防止や士気高揚を図るという面において有効な手段の一つであるため、議員御提案の市立3病院間の人事交流も含め、今後適切な人事管理の手法について研究させていただきたいと考えております。

最後になりますが、診療科別、診療行為別の診療報酬額を明らかにするなど、積極的に情報の公開を行う必要があると思うかどうかという点についてでございます。

病院経営の健全化を図るため、平成10年度に経営改善3カ年計画を策定し、現在この計画に基づき経営改善の取り組みを進めているところでございます。

この取り組みの中で、院内においては病院経営に関する情報の収集、整理を行い、その活用を図っているところでございます。議員御指摘のとおり、経営改善を進める上で、情報の提供は有益な方法と考えており、今後とも積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤稲造 副議長

松坂議員。

◆1番（松坂知恒議員） 再質問いたします。

先ほどの都市整備局長の答弁の中に、市が小宅地の清算金として買い上げ価格坪 50 万円
で清算すると説明していたことについて、歴代の関係者といいますか、部長ですか、そう
いうことを言っていたとは認識していなかったとの答弁でありました。

ところが、先日市からいただいた内部文書があるんですけども、平成 5 年 6 月 16 日に
段原土地区画整理審議会の議事録に、2 人の課長さんが出席され、段原土地再開発部の課
長さんと思えますけれども、小宅地の清算についての審議会の委員の質問に対し、そのう
ちの 1 人の課長さんがこのように述べておられます。一度読みます。「小宅地の清算とい
うのは、今まで説明しておりますのは、市の買収価格で、というような言い方をしていると
思います。それぞれ一般の清算というのがどうなるかというのは、今後の課題でございま
すが、この辺の意見はまだ求めていません。」つまり、小宅地の清算については、市の買収
価格でというような言い方で説明していることを認めております。

ところが、昨年 10 月の換地計画案の縦覧以後、出席していたこの 2 人の課長と同一人物
なのですが、この 2 人が、去年の 10 月からことしの 3 月まで段原再開発部に在籍して
おられまして、2 人とも住民に対しては、坪 55 万円で清算すると説明していたことはない
と発言していたことは、事実を隠そうとしていたことの証拠ではないかというふうに考え
られますが、北谷局長、いかがでございますか、お答えいただきたいと思えます。

もう一点だけ最後に質問します。

小宅地対策は、先ほど示しましたこの事業計画書には盛り込まれていないということか
ら、当初区画整理事業とは区別された事業、区画整理法で決められた事業とは別の事業で
あると、つまり公共事業と考えられていたわけではないのでしょうか。資料の中で、清算
金の単価が小宅地と一般宅地とで二通り出てくるという問題が指摘されていましたが、こ
れは区画整理法上の問題でございまして、区画整理法を正しく理解できる職員が一人もい
なかったためにこの問題が先送りとなって、結論が出なかったというのが真相ではないで
しょうか。

昨年の 10 月になって、評価員の評価に基づいて、坪 100 万円の単価が案として浮上して
きた。これはまた区画整理法を持ち出して、換地計画案を発表されたわけですけど、ある
ときは区画整理法外の事業として計画しておきながら、またあるときは、お金を取る段に
なって区画整理法を持ち出して、法のとおり金を徴収するということでは、全くけしか
らんとするわけでございます。

ちなみに、交付される清算金額、これ総額 27 億円ですけども、広島市の取り分は 20 億
2,000 万円です。一般宅地の方は 7 億円が交付されます。徴収される清算金も同じく 27 億
円でございますけれども、小宅地の地権者から徴収される金額は、これも 20 億 3,000 万円
で、この清算金の評価の単価が 55 万円から 100 万円にふえたということは、広島市の懐に
10 億円もの金が、小宅地の住民から丸々入るといことになるわけでございます。市民を
だましておいて、お金を懐に入れるという、この市の行為、これを詐欺だとか、だました
という言葉、余り使いたくない言葉ですけども、こういう言葉以外にどのような言葉を使

えばいいのか、お聞きしたいと思います。北谷局長、ぜひ御答弁お願いいたします。

○伊藤稲造 副議長 都市整備局長。

◎北谷重幸 都市整備局長 まず1点目でございますが、職員の聞き取り調査等の問題で、事実を隠そうとしておるんじゃないかということでございますが、我々としてはすべてを公表し、皆さん方の前に出したつもりであり、隠そうとしておる、あるいはまだ我々の方に何かを残しているということはございません。すべて出した上で、我々も検討しております。

それから、小宅地に対する清算金につきましては、これは一般宅地と異なる取り扱いをすることの検討については、御指摘のように、種々難しい点がありまして先送りの形になっていたと思います。そして、事業の最終段階である換地計画案を作成する際に、一般宅地と同一に取り扱わざるを得ないという認識に立ちまして、土地評価基準に定める算定方法により、一般宅地と小宅地とを区別せずに、公平に同一の基準で換算単価を算定し、換地計画案を策定したものでございます。

それから最後に、だましたのではないかとございまして、当初決めました時点におきましても、事業を円滑に推進するためには小宅地の権利者の協力を得ることが不可欠であり、そのための対策を実施することとして、清算金につきましては対策用地の取得費用を回収できればよいと考えたものであり、当時は実現可能な取り扱いであると考えておりました。そういう意味で、だましたというようなつもりはございません。全くそういう意図はなく、この点につきましては、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○伊藤稲造 副議長 松坂議員。

◆1番（松坂知恒議員） 今の答弁は、今までの答弁の繰り返しで、全く問題を市が責任を持って解決するというのと、今の答弁とは全く矛盾している答弁じゃないでしょうか。局長がそういう答弁、あるいはそういう態度で終始し続ける以上、この問題については全く解決に向けて協力しようという気にも、住民の皆さんなられませんし、もっと踏み込んだ方策といいますか、こういう考えでひとつどうかというふうに提案することが信頼を回復する道じゃないでしょうか。だました覚えはないとか、そのときは実現可能だと思っていたと言っても、現実にだまされた人はだまされているわけですから、そのことを正しく認識していただかない限り、あなたの答弁を市の答弁として認めようとは思いません。そのことについて、局長さん、市長さんも助役さんも、よう聞いてください。局長は、あのような答弁でずっと終始しているということは皆さんも御承知かと思えますけれども、そのことについてどう考えておられるのか、そういう都市整備局長の態度で、本当に住民が納得すると思うとのか、ぜひ自分の声でお聞かせいただきたいと思っております。

○伊藤稲造 副議長 市長。

◎秋葉忠利 市長 この区画整理事業は、大変長い時間がかかった事業でございます。現在、御指摘のようなさまざまな問題があらわれているわけですが、そ

のことについて対処する上で、まずこれまでの事実関係、経緯というものをきちんと把握した上で、調査をした上で、松坂議員初め何人かの議員からも御指摘がございますし、市民の皆さんからもいろいろ御意見をいただいておりますけれども、そういった点も踏まえて、厳正に、公平に、そして市民全体のために一番いい解決策というものを模索していきたいと思えます。

市といたしましては、市の職員が一丸になって、誠心誠意これまでの誤りを正していくという方針で対処していきたいと考えております。(1番松坂知恒議員「議長、ちょっとだけ発言して終わります」と呼ぶ)

◆1番(松坂知恒議員) 市長が今、これから調査してやると言うとりましたけども、局長は調査した結果こうだったというふうに食い違っておりますので、ぜひその点は市長さんの方から局長さんの方へ、もっと調査しろということをお伝えいただきたいと思えます。

これで終わります。(拍手)